



宮崎税務会計事務所

熊本市新大江1丁目15番4号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com/>

2011 年は、中東の独裁政権の崩壊から東日本大震災と原発事故そしてアメリカのデフォルト危機、ユーロ崩壊の動き等々、立て続けに大きな問題が起きた激動の一年でした。東日本の日も早い復旧・復興と原発事故の収束を期待したいところです。

ところで、11 月にブータン国王夫妻が来日されましたが、ブータンは物質と精神のバランスのとれた発展を目指しており、経済発展よりも環境と伝統文化の保護をより重視し、GDP ではなく「国民総幸福量」を評価しています。近年の世界を取り巻く経済状況や自然災害を考えますとブータン国の目指す方向性は、私達に多くの問題を投げかけているのではないのでしょうか？「本当に良い生活とは、物質を多く享受する生活ではない。豊かな精神と文化を持つことである」とブータンの人々は信じているそうです。

最後になりましたが、来年も皆様方の発展の為に職員一同、一生懸命努力していく所存ですので、本年同様よろしくお願い致します。

所長 宮崎 信一郎



2012年税制改正大綱



12月10日(土)に平成24年度税制改正大綱が閣議決定されました。
今回の大綱は、消費税増税や東日本大震災の復興増税を念頭に、小幅ながらも経済や暮らしの改善につながる減税項目となっております。

(注意：税制改正大綱は、改正案の概要を示すものであるため、3月下旬にならなければ、確定となりませんのでご注意ください。)

個人所得課税




1. 給与所得控除に上限を設定（給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円）
2. 特定支出控除の範囲の拡大を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を追加

適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1（現行：控除額の総額）

3. 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金の、2分の1課税を廃止

下記の改正は、2013年分以後の退職手当等について適用

	受給者	退職所得金額
現行法	全ての受給者	(退職手当等の収入金額-退職所得控除額) × 1/2
改正案	勤続年数5年以下の役員等	(退職手当等の収入金額-退職所得控除額) 
	上記以外	(退職手当等の収入金額-退職所得控除額) × 1/2

資産課税



1. 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長

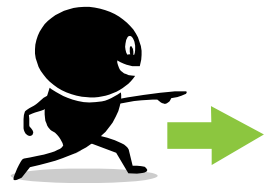
	平成24年	平成25年	平成26年
特別枠 (省エネ/耐震住宅)	1,500万円	1,200万円	1,000万円
一般枠	1,000万円	700万円	500万円

2. 山林に係る相続税の納税猶予制度を創設
3. 相続税の連帯納付義務を緩和
4. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間延長



法人課税

1. 福島復興再生特別措置法の制定に伴う税制上の措置
 - ① 福島県全域に係る措置
 - ② 避難解除区域に係る措置
 - ③ 事業用設備等の特別償却・特別税額控除
 - ④ 被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除
 2. 研究開発税制（増加型・高水準型）の特別税額控除2年延長
 3. その他の主な租税特別措置
 - ① 交際費の損金不算入制度
 - ② 中小法人に係る交際費の損金算入の特例
 - ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例
 - ④ 中小企業投資促進税制の拡充
- 上記の租税特別措置について、適用期限がそれぞれ延長



環境関連税制

1. 自動車重量税
「エコカー減税」燃費基準等の切替を行い、環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上で、平成27年4月まで3年延長
2. 自動車取得税
「エコカー減税」燃費基準等の切替を行い、平成27年3月まで延長



H23 年度年末調整に関する改正

昨年との相違点



1. 扶養控除の見直し

- ① 16 歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除（38 万）の廃止
- ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族に係る扶養控除（25 万）上乗せ分廃止（これに伴い特定扶養親族の範囲が、年齢 19 歳以上から 23 歳未満へ変更となりましたのでご注意ください）。

ポイント

- ①及び②に該当する扶養親族の方につきましては、納付すべき税金が前年より多くなります。

2. 同居特別障害者加算の改組

- ① 従前、配偶者控除又は扶養控除に上乗せされていた同居特別障害者加算（35 万）について、これを障害者控除に上乗せされる措置への改組

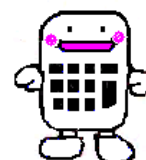
年末調整資料提出のお願い

年末調整資料の早期ご提出にご協力をお願い致します。

雇用保険料引き下げへ！？

厚生労働省は、失業手当などに充てる雇用保険の料率を 2012 年度 4 月より引き下げる方向で検討に入った。

	労働者負担	会社負担	合計
2011年	0.6%	0.6%	1.2%
↓			
2012年	0.5%	0.5%	1.0%



注 1) 労働者の標準報酬月額に対する料率

注 2) 上記は一般の事業料率



今年一年間お世話になりました。
来年は年男。日々研鑽の心を忘れず、健康に注意して頑張りたいと思います。
坪久田



今年ほど、人と人との絆の大切さを感じた年はありませんでした。
来年は、微力ではありますが何か社会のために貢献出来る様に精進したいと思います。
山口



年女だった23年。有意義な1年にしようと思ってましたが、慌ただしく終わってしまいました。
来年こそは、色々なことに挑戦したいです。
伊藤

来年も一生懸命頑張ります。
松山



今年も慌ただしく過ぎ、いつの間にか終わろうとしています。
少しでもスキルアップできるように努力します。
三浦



今年は、何かと考えさせられる年となりました。
来年は目標を明確にし、その目標に少しでも近づいていけるように頑張ります。
中村



日々を大切にしなければならなかった一年だったので、来年は、日本の四季を色々な形で感じながらゆっくり歩んでいきたいです。
明瀬



年末のご挨拶





秋のキャンペーンの御礼

INFORMATION

前号でご案内いたしました、「秋のお客様紹介キャンペーン」では、皆様のご協力を頂きありがとうございました。職員一同、深く感謝しております。

引き続き、ご協力をお願い致します。

確定申告のご案内

当事務所は、お客様の利益を守ることを基本理念とし、確定申告3つのキーワード『より早く』『より正確』『より節税』を目指して取り組んでおります。

節税検討が出来るよう、早めの資料準備を皆様にお願ひ致します。

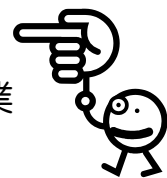
また、ご不明点がございましたら、担当者へご相談下さい。

営業日のご案内

年末年始の営業日は、下記の通りです。

年内	→	12月28日(水)	午前中
年始	→	1月4日(水)	通常営業

よいお年をお過ごしください。



～編集後記～

今年最後のTM情報となりましたが、いかがでしたでしょうか？
温暖化の影響で、気温の差が激しくなっておりますので、体調管理には十分お気を付け下さいませ。

明瀬

